

千葉市歩道橋ネーミングライツ事業 QA

	Q(質問)	A(回答)
1	複数歩道橋への応募は可能でしょうか。	可能です。 応募申込書等の必要書類は、歩道橋ごとに提出願います。
2	歩道橋側面以外に標示は可能でしょうか。 (橋面、柱など)	標示は、側面のみとさせていただきます。
3	歩道橋の近くに会社がなくとも、大丈夫でしょうか。	歩道橋の近くに会社があるかどうかは、応募資格として問いません。
4	企業名等と歩道橋名は、色や書体、フォントを統一する必要はありますか。	統一する必要はありません。 その他、「募集要項5(3)」を確認願います。
5	標示する文字数に制限はありますか。	原則ありませんが、交通安全上の観点から、標示内容の短縮等をお願いする場合があります。
6	「ここから〇〇m」や矢印表示「→」などは、標示可能でしょうか。	歩道橋の名称として不適切であるため、不可です。また、「ホームページアドレス」や「電話番号」も不可となります。
7	標示する名称の設置工事及び撤去工事や、汚れた場合の維持管理は、誰が行うのですか。	「募集要項5(5)」のとおり、パートナー様に行っていただきます。 なお、費用負担についても、パートナー様になります。

千葉県歩道橋ネーミングライツ事業 QA

	Q(質問)	A(回答)
8	既存の歩道橋の名称は、変更できますか。	変更できません。
9	契約期間は、3年以上であれば、申込者の任意でよろしいでしょうか。また、契約期間の上限を設けていますか。	任意であり、上限も設けておりません。 なお、契約期間については、審査項目のひとつです。
10	文字等の標示レイアウトは、申込者の裁量で決定できますか。	標示について、「募集要項5」の規定以外は、基本的に申込者の裁量によります。 ただし、応募時に提出された標示のイメージ図について、道路交通の安全性等の観点から審査し、必要に応じ、修正をお願いする場合があります。
11	文字の大きさは、バラバラでもよろしいですか。	不必要なバラつきは不可ですが、レイアウト上必要な文字の大小は可とします。 ただし、応募時に提出された標示のイメージ図について、道路交通の安全性等の観点から審査し、必要に応じ、修正をお願いする場合があります。
12	「募集要項5(3)ケ」の地点名等の既存標示の移設が必要となった場合の工事及びその費用負担は、誰が行うのですか。	工事及び費用負担ともにパートナー様に行っていただきます。
13	市内に会社がなくとも、応募は可能でしょうか。	可能です。 市内に会社があるかどうかは、応募資格として問いません。
14	「募集要項5(3)キ」の色彩について、名称及びロゴマークは単色とされていますが、商標登録された多色のロゴで応募は可能でしょうか。	商標登録等され、事業活動で使用しているロゴであれば可能です。 ただし、応募時に提出された標示のイメージ図について、道路交通の安全性等の観点から審査し、必要に応じ、修正をお願いする場合があります。

千葉県歩道橋ネーミングライツ事業 QA

	Q(質問)	A(回答)
15	2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催時に通称名の標示について制限を受ける可能性はありますか。	「募集要項5(6)」のとおり、一部の歩道橋について、通称名の使用及び標示について制限を受ける場合があります。 なお、この場合のネーミングライツ料等については、パートナー様と協議させていただきます。
16	業種名とはどういったものでしょうか。	日本標準産業分類(総務省)の業種名を標準とします。 例:自動車整備業、土木工事業、不動産仲介業など
17	キャッチフレーズのための標示はできないのでしょうか。	できません。 キャッチフレーズの発信者がわかるように企業名をいれていただきます。
18	面ごとに異なる標示内容とすることは可能でしょうか。	キャッチフレーズ部分のみ可能です。
19	キャッチフレーズ部分の変更は可能か。	キャッチフレーズ部分のみ可能です。 ただし、年単位は同じ標示内容としていただきます。
20	「その他の団体」はどのようなものですか。	法人以外の団体で「千葉県広告掲載要綱」および「千葉県公告掲載基準」を満たすものを対象とします。 例:〇〇クリニック、〇〇組合
21	「その他の団体」にはどのような審査がありますか。	「千葉県歩道橋命名権審査会」において、団体の概要や財務状況等がパートナー企業にふさわしいか審査させていただきます。